

## ➤ 廃棄物の保管基準

廃棄物を保管する場合、生活環境の保全上支障のないよう、下記①～⑧の基準を遵守しなければなりません。

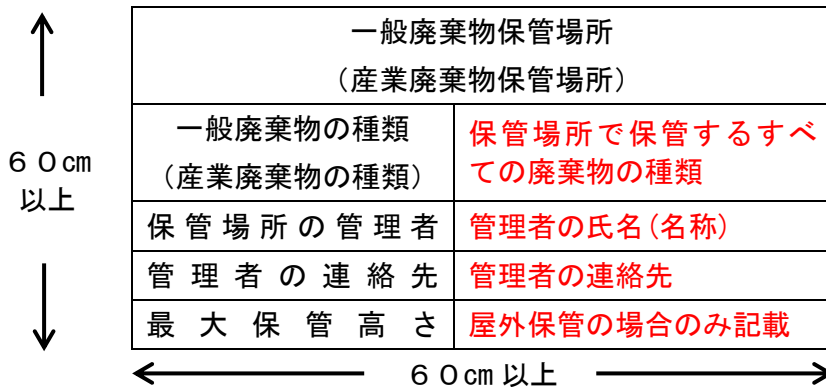
※ 一般廃棄物については、収集運搬における積替え保管又は処分を行うための保管場所に基準が適用されます。

② 廃棄物保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

※ 囲いに保管する廃棄物の荷重がかかる場合は構造耐力上安全であること。

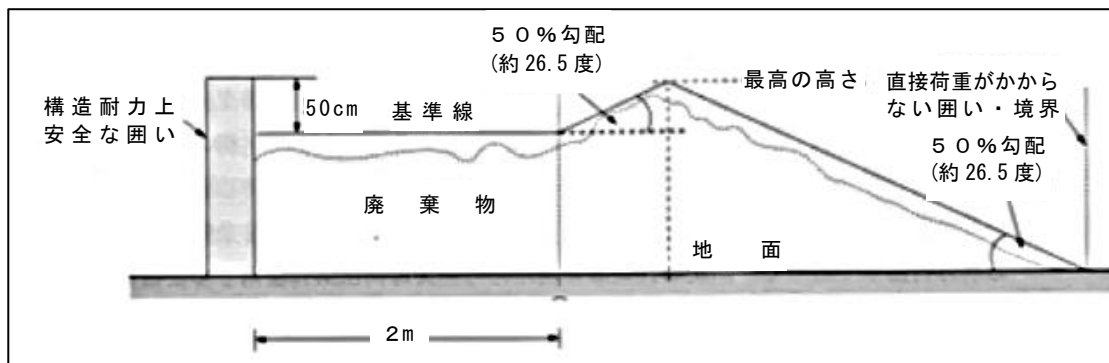
③ 見やすい場所に廃棄物保管場所に掲示板が設けられていること。

※ 下図の記載例を参考に作成すること。



④ 廃棄物保管場所から廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発散しないよう以下の措置を講じること。

- ・ 保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合、排水溝の設置、不浸透性材料による床面設置等の汚染水対策を行うこと。
- ・ 保管場所が屋外にある場合、下図の制限高さを超えて廃棄物を積み上げないこと。



(出典：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターHP)

⑤ 廃棄物保管場所において、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。

- ⑥ 石綿含有廃棄物を保管する場合には、以下の措置を講じること。
- ※ 詳細については「アスベスト廃棄物適正処理について」をご確認ください。
  - ・ 廃棄物保管場所に仕切りを設ける等、他のものと混合するおそれのないよう措置を講じること。
  - ・ 覆いを設ける、梱包する等、飛散防止のために必要な措置を講じること。

- ⑦ 産業廃棄物である水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、以下の措置を講じること。
- ※ 詳細については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。
  - ・ 保管場の掲示板の産業廃棄物の種類の欄に、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを記載すること。
  - ・ 産業廃棄物保管場所に仕切りを設ける等、他のものと混合するおそれのないよう措置を講じること。

- ⑧ 産業廃棄物の処理を行うにあたり産業廃棄物の保管を行う場合、以下の数量を越えないこと。

産業廃棄物の収集運搬において	
産業廃棄物の積替保管を行う場合	1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量
産業廃棄物の処分において	
建設業に係る産業廃棄物(木くず、コンクリートがら、アスファルトがらで分別されたものに限る)の保管を行う場合	処理施設における1日当たりの処理能力の28倍の数量 (アスファルトがらについては70倍の数量)
使用済自動車等の保管を行う場合	最大保管高さを超えずに保管することができる数量
上記以外の産業廃棄物の保管を行う場合	処理施設における1日当たりの処理能力の14倍の数量

- ※ 収集運搬における廃棄物の保管は、基準に適合する積替えを行う場合を除き、行うことができません。

廃棄物の積替え保管基準
・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
・ 適切に保管できる量を超えないこと。
・ 廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

- ⑨ 産業廃棄物の発生場所以外の場所で、許可・届出が必要な面積以上の範囲に自社の産業廃棄物を保管する場合、必要な手続きを行うこと。

市条例許可	
産業廃棄物の種類	すべての産業廃棄物
対象面積	100㎡以上
廃棄物処理法届出	
廃棄物の種類	建設工事に伴い生じる産業廃棄物
対象面積	300㎡以上

※ 法の届出対象となる場合は、市条例の許可もあわせて必要です。